【人権教育をめぐる動向】その４

国際社会が取組む「人権教育」

今回は、国連を中心とした人権教育の取組の流れについて紹介します。

こうした国際潮流の中で、鳥取県の人権教育でも、人権を実際の生活の中で生かせるよう、知識だけでなく技能や態度を高め行動力をつけることをめざしています。

第２回世界人権会議
（1993 年 6 月）で
「ウイーン宣言」採択

ウイーンで開催。第１回から２５年ぶり。

国際条約や規約、国際年などの人権活動の成果を検証し、直面している課題を見つめ、その後の進むべき方向について協議。

人権及び基本的自由の尊重を確かなものにするための教育を行うことが各国の義務であると明記され、それぞれの地域や学習機会、それぞれの人権課題ごとに行われてきた人権教育プログラムを、国レベル、国際レベルで大きく統合することの重要性も強調。

「人権教育のための国連１０年」
（1995 年 1 月～2004 年 12 月）

ウイーン宣言を受け、人権教育に言及している国際規約や条約などの諸規定に基づき、**「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じて、世界中に人権という普遍的文化を構築する」**取組と人権教育を規定。

すべての人があらゆる機会における人権教育を通じて、人権を尊重する精神を当たり前のものとして身につけ、普段の生活のなかに生かすことができる人権文化を創造することによって、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざした。

国：内閣総理大臣を推進本部長として、「人権教育のための国連１０年国内行動計画」を策定（1997 年）。

県：「人権教育のための国連１０年鳥取県行動計画」を策定（1999 年 2 月）。
基本的な考え方、人権教育推進のための環境整備、あらゆる場での人権教育の推進のほか、教育公務員等の特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進などを明記。

「人権教育のための世界計画（第１フェーズ）」
（2005 年 1 月～2007 年 12 月）
（２年延長で～2009 年 12 月）

国連１０年の取り組みは、人権教育の重要性を広めるなど多くの成果を上げたが、人権教育に取組んでいない国や分野がある、差別や人権侵害をなくし人権が尊重された地域や職場をつくる行動に結びついていないなどの問題も残った。そこで**「世界計画」**へと引き継がれた。３年ごとのフェーズで区切るが最終期限は設定しない。

すべての国に目標を完遂させる時間的猶予を与えるための延長。

第１フェーズは初等中等教育に関するもの。

各国に、現状分析、国内実施戦略の規定、その実施、政府としての結果報告を求めている。そのため国では、各教育委員会へ人権教育に関して調査をする予定。